

子ども・子育て支援新制度のための 条例案(骨子)に対する意見を募集します

市では、子ども・子育て支援新制度を実施するための基準などを定めた各種条例の制定に向け、準備を進めています。これらの条例では、国が定める基準を踏まえ、幼稚園、保育所などの施設や運営事業、放課後児童健全育成事業の設備や運営に関する規定を定めています。

これらの条例案(骨子)について、多くの意見を反映させるため、皆さんの意見を募集します。

閲覧場所 情報公開コーナー
(市役所4階)、児童課、五
日市出張所、中央公民館、各
図書館

介護保険料額 決定通知書を送ります

65歳以上の方(第1号被保険者)に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。

介護保険料 保険料は、平成24年度から26年度までの介護サービスにかかる費用などの見込みから計算される基準額を基に、住民税の課税状況などに応じて、第1段階から第10段階までに区分されます。納付方法は、年金受給の有無などにより異なります。

介護保険料額決定通知書(納入通知書)に記載の1期当たりの保険料は、年間の保険料額を各納期の回数で分けてい

るため、月額保険料額とは金額が異なります。
介護保険料の納め方
年金から天引きの方(特別徴収)は、がきでお知らせします。
*対象: 年額18万円以上の年金を受給している方(天引きのための手続きは、必要ありません)
*天引き月: 偶数月(年6回、年金支給月)ごとに天引きになります。65歳になる時期などで、天引きの回数が異なることがあります。
介護保険料納入通知書(納付書)で納める方(普通徴収)
*対象: 年金を受給していない方と年金の受給額が年額18万円未満の方

*納め方: 7月から平成27年2月までの各納期限(年8回)内に金融機関などでお支払いください。
金融機関で介護保険料の口座振替手続きをしている方は、各納期の末日に口座振替します。
納付書での納付と年金天引きの両方で納める方(併用徴収): 納付書を送付します。
*対象: 昨年度途中で65歳になった方や転入された方などで、7月から9月までは納付書で納め、10月以降は年金からの天引きとなる方
*納期など詳しくは、介護保険料額決定通知書をご覧ください。
便利な口座振替をご利用ください。納め忘れのないように、納付書で納付の方は、口座振替による納付をお勧めします。
希望する方は、納付書、通帳と届出印をお持ちの上、市内

の金融機関(郵便局含む)の窓口が高齢者支援課窓口で申し込んでください。
問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)
国民年金受給権者
所得状況届の
提出をお忘れなく
20歳前のけがや病気が原因で障害基礎年金を受けている方に、日本年金機構から「国民年金受給権者所得状況届」が送付されます。所得状況届に必要な事項を記入し、提出してください。
障がい程度を確認する必要のある方には、診断書付き所得状況届が送付されますので、医師の診断を受けてから提出してください。
所得状況届は大切な届出です。提出が遅れると年金が一時

です。
一部免除が認められた方は、納めることが必要な保険料を納めない場合、免除になります。
免除期間、先送りした期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます(追納)。
退職(失業)した場合、退職(失業)による特例免除もありません。
持ち物 年金手帳、はんこ
退職(失業)による免除申請の方: 雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証、公務員の方は退職辞令(いずれもコピー可)
申請・問合せ
保険年金課年金係、五日市出張所市民総合窓口係(申請のみ)
青梅年金事務所(0428・30・3410)

止まる場合がありますのでご注意ください。年金を受け始めてから1年未満の方には、所得状況届は送付していません。
提出先
保険年金課年金係
五日市出張所市民総合窓口係
提出期限 7月31日(木)
問合せ
青梅年金事務所(0428・30・3410)
保険年金課年金係

市議会本会議の模様をインターネットで配信中心!
(録画)で配信中!
内容 現在、6月定例会の本会議の模様を配信中です。
市ホームページの「あきる野市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。
問合せ 議会事務局

国民健康保険 高齢受給者証と 後期高齢者医療 被保険者証を 一斉更新します

70歳以上の方が対象の「国民健康保険高齢受給者証」と75歳以上の方(一定の障がいがある)と認定された65歳以上の方を含む)を対象とした「後期高齢者医療被保険者証」を7月中旬から下旬に送付します。

更新にあわせて、平成26年度の市・都民税の課税所得に際して、医療機関などで支払う負担割合の見直しを行います。

負担割合が3割の方へ 市・都民税の課税所得が145万円以上の方や、同一世帯に同じ保険に加入している3割負担の70歳以上の方がある方は3割負担となります。ただし、同一世帯の70歳以上の方

の収入合計が次の場合は、申請により負担割合が1割となる場合があります。
1人の場合: 383万円未満
2人以上の場合: 520万円未満(国民健康保険高齢受給者証の方は、例外もありません)
国民健康保険高齢受給者証の負担割合の変更について 70歳以上の方が対象の「国民健康保険高齢受給者証」の一部負担金の割合が、国の施策により本年度から表のとおり改正されました。

方: 交付対象となる方には、申請書を7月中旬に送付します。必要な方は申請してください。
後期高齢者医療に加入の方で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、引き続き対象となる方には7月下旬に送付します。
保険料が未納の方には交付できません。
70歳以上の方は、市・都民税非課税世帯のみ対象です。
手続きに必要なもの 申請書、保険証、はんこ、認定証(国保の方で現在認定証をお持ちの方)
申請場所 保険年金課、五日市出張所(ただし、五日市出張所は後日郵送となります) 問合せ
国民健康保険について: 保険年金課国保係
後期高齢者医療制度について: 保険年金課後期高齢者医療係

入院や高額な外来診療を受ける際に窓口負担が減額される「限度額適用認定証」などの各種認定証の交付には、申請手続きが必要です。
国民健康保険に加入の方です。に各種認定証をお持ちの

国民年金保険料の
納付が困難な方へ
保険料を納付することが困難な方のために、次のような制度があります。利用される方は事前に申請してください。
保険料免除(全額免除・一部免除)制度 所得が減ったり、退職(失業)で保険料を納めることが困難なとき、本人、配偶者と世帯主の前年所得が基準額以下であれば、全額免除(保険料の全額が免除)か一部免除(保険料の一部が免除)になります(別表)。
若年者納付猶予制度 世帯主の前年所得が基準額以上あるため免除対象とならない30歳未満の方は、本人と配偶者の前年所得が全額免除の基準額以下であれば、保険料の納付を先に延ばすことができます。申請は原則として毎年度必要

別表 免除対象となる所得の目安(平成26年度)

表 一部負担金の割合

平成26年度市・都民税課税所得	所得区分	変更前	変更後
145万円以上の被保険者とその方と同じ世帯の被保険者	現役並み所得	3割	3割
145万円未満の被保険者 (同じ世帯の被保険者全員が145万円未満)	一般	1割	1割
			2割

免除区分	全額免除	一部納付		
世帯構成		1/4納付 (3/4免除)	半額納付 (半額免除)	3/4納付 (1/4免除)
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円以下	192万円以下	232万円以下	272万円以下
2人世帯(夫婦のみ)	92万円以下	116万円以下	156万円以下	196万円以下
単身世帯	57万円以下	78万円以下	118万円以下	158万円以下